

第7回 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会
基本政策小委員会 議事録

日 時：平成22年2月5日(金) 14:00～15:20

場 所：経済産業省別館944会議室

出席者：(基本政策小委員会)

委員長 村上 陽一郎

委 員 新野 良子

石樽 顕吉

内田 厚

大橋 弘忠

北村 正晴

草間 朋子

関村 直人

曾我部 捷洋

武黒 一郎(代理 辻倉 電気事業連合会顧問)

知野 恵子

藤江 孝夫(代理 鈴木 原子力技術協会専務理事)

班目 春樹

松本 史朗

(五十音順、敬称略)

大村原子力安全技術基盤課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回「基本政策小委員会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、村上委員長、よろしく願いいたします。

村上委員長

御記憶だと思いますが、前回、原子力安全規制に関する課題の案についていろいろ御議論いただきました上で、皆様からの御意見を戴しながら事務局で修正を加えていただいた作業をいたしました。言わば最終案に関して、その委員会の後、昨年12月8日から今年の1月13日までパブリック・コメントを実施いたしました。

前回、パブリック・コメントがそれほど重要なものがなければ次回はないかもしれないということも申し上げましたけれども、後で御説明があると思いますが、パブリック・コメントはかなり数もありましたし、大事なこともございましたので、パブリック・コメントで提出された御意見に対する考え方の案というのを事務局で整理をしていただきまして、その修正案というのが今日の皆様にお配りしている資料に上がっております。

今日は事務局にこの説明をしていただきました上で、本省委員会としての最終的なとりまとめというのをやりたいと考えておりますので、それについてもよろしく御審議のほどをお願いいたします。

初めに委員の異動と申しますか、退任がございました。事務局から御紹介をお願いいたしますとともに、定足数の確認と配付資料の確認をお願いいたします。

大村原子力安全技術基盤課長

まず委員の退任でございますが、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の常任理事の秋庭委員におかれましては、原子力委員会委員への御就任に伴いまして、御本人から総合資源エネルギー調査会本委員を辞任すると申し出がありましたので、御報告をいたします。

続きまして、定足数の確認をいたしますが、本日は武黒委員の代理として、電気事業連合会の辻倉顧問、藤江委員の代理としまして、日本原子力技術協会の鈴木専務理事が出席されています。

総合資源エネルギー調査会運営規程上、定足数は全委員のうち専門委員を除く過半数となっております。本日は17名中12名の方に御出席いただいておりますので、本委員会は有効に成立しております。

引き続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきながら御確認いただきたいと思いますが、まず資料1-1としまして「パブリック・コメント結果の概要」。

資料1-2としまして、横の一覧表になっております。今回の報告案への御意見とそれに対する考え方の案でございます。

資料 2 - 1、2 - 2 は、安全規制に関する課題の整理（案）の修正案でございますが、資料 2 - 1 は見え消し版、資料 2 - 2 の方が溶け込み版ということで 2 種類用意をしております。

資料 3 がその関連の資料。

資料 4 が「規制課題の対応計画（案）」。

資料 5 が第 6 回の本小委員会の議事録となっております。

以上です。

村上委員長

ありがとうございました。それでは、資料 5、第 6 回の議事録に関しては、皆様方に御確認いただいていると存じます。

なお、特段の修正点などもしあれば、事務局に後ほど御連絡をくださればありがたいと思います。一応議事録はこの段階では承認されたことにして、本日の議事に入りたいと存じます。

最初に申しましたとおりですが、前回の小委員会の後に実施したパブリック・コメントで提出されたさまざまな御意見に関して、これを御紹介いただくとともに、それを基にしてどういうふうを考えていくかということの案を事務局に整理していただいたわけがございます。

パブリック・コメントを伺いっぱなしということになることは大変避けたいと思っておりますので、今回こういうような形で対応させていただくことに関しては、私としてもありがたいと思っております。

原子力安全規制に関する課題の整理（案）というのが、今御説明がありましたとおり、見え消し版と溶け込み版 2 つ、修正案として提出されておりますので、御意見をお願いしたいと思いますが、御説明をまず大村課長からお願いいたします。

大村原子力安全技術基盤課長

資料 1 - 1、1 - 2、見え消し版の資料 2 - 1 の 3 つを使いまして御説明いたします。

まず資料 1 - 1 でございますが、パブリック・コメント結果の概要で、先ほど村上委員長からありましたように、パブリック・コメントは昨年 12 月 8 日から年末年始を挟むということで今年の 1 月 13 日までの 1 か月強募集を行いました。

その結果、19 名の方から全部で 64 件の意見が提出されております。添付の資料につきましては、そのときのホームページに載せたものをそのまま付けさせていただいております。

64 件のコメントにつきまして、その整理とその意見に対する考え方ということで、資料 1 - 2、字が小さくて非常に恐縮でございますが、これと資料 2 - 1 を両方見ながら御説明させていただきたいと思っております。

まず資料 1 - 2 の方ですけれども、この表はまず一番左に番号がございまして、これは 1 ~ 64 までございますが、これは事務局の方で、指摘なりコメントがあるページの若いも

のから番号を振ってあります。

該当箇所、御意見、御意見理由というところは、出されたものをそのまま転記しております。したがって、御意見のところの下に「下線も含め原文のとおり」と注釈がございますけれども、意見の中に下線を引いている部分がございますが、これは事務局が引いたものではなく、出てきた意見の中に下線が引いてあったものをそのまま転記させていただきました。

一番右がその御意見に対する考え方ということで、これは小委員会としての考え方という形になります。したがって、全体を案という形で今から御説明させていただきたいと思っております。

64件ということで非常に数がございます。それからかなり重複した同種の意見もございます。したがって、主な意見とその対応及び修正を求める意見というのを踏まえて修正したところ、こういうものを中心に幾つか飛ばすことがあるかもしれませんが説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず番号の1番から、見え消し版の資料2-1の2ページ目からです。番号1番の御意見は、報告書の1ページの最後から2ページにかけてのところですが、もともとの文章は、保安院の発足から現在までの期間は、こうした事故・事案への対応に「忙殺された8年間でもあったと言って過言ではない」という記述をいたしておりましたが、忙殺という言葉は、多忙であったということは事実としても、強い使命感を行動規範としていることを踏まえれば言葉の使い方として適切ではないのではないかという御意見でございました。

これに対する考え方でございますが、これまで頻発した事故・事案等への対応で非常に多大な規制資源を投入しておりまして、そのため13年の報告で出されました課題についても、必ずしも十分に検討できなかった面もあるのではないかと。非常に多忙であったことの実感を踏まえて忙殺という言葉を使いましたけれども、この忙殺という言葉に規制当局としての対応として違和感があるということであれば、これは少し修正をしようかということで、見え消し版の方にありますように「専ら費やされた8年間であったと言っても過言ではない」と修正させていただきました。

続けて、御意見の2番でございます。これも2ページの「2.安全規制を取り巻く環境変化への対応」で、特に御指摘があるのは一番下の「原子力を取り巻く経済的・国際的な状況の変化」のところに関連をしまして、過去の事故とか事案とかへの対応で規制の高度化という目的で、実は規制の強化がかなりあったのではないかと。したがって、その結果、課題の解決に要する時間が非常に長くなっている。例えば中越沖地震の対応などはそういうものだという指摘です。

この背景としましては、理由のところにありますように、原子力発電所の設備稼働率が最近非常に低くて諸外国と差があるというようなことが書いてあります。御意見としては「原子力を取り巻く経済的・国際的な状況の変化」のところに記載されている課題解決に

向け、エネ庁と一体となった抜本的な対応が望まれるということで、これは修正の御意見ではなくコメントとして書かれています。

この経済的・国際的な状況の変化といいますのは、原子力の再評価などの環境変化の対応、原子力のグローバル化といったことをごさいます。

これにつきましては、まず御意見に対する考え方のところにありますように、原子力発電所の設備利用率の向上に向けて、事業者が種々の取組みを行っているということは重々承知をしております、この小委員会の検討でも事業者を含め、さまざまな関係の方から御意見を聞いてきたということでございます。

他方、原子力利用を円滑に進めるに当たっては、安全確保が大前提であり、規制当局としては安全確保のための最大の努力を行う必要があるということで、この論点につきましてはやはり安全規制に関する基本的なスタンスを記載しておくのが一番適當ではないかということで、こういう書きぶりにさせていただきました。

御意見の3番でございます。これは3ページ一番上の「原子力安全を巡る社会との関係の変化」のところ、2つ目の段落に「ステークホルダー(利害関係者)」というところがございます。こここのところにつきましての御意見です。

このステークホルダーというものには、範囲に際限がないのではないかと。したがって、より明確にステークホルダーというものを定義すべきではないかという御意見でございます。

このステークホルダーの定義なりどの範囲かということに関しては、たしか第1回目か2回目にも議論があったかと思えます。そのときにもいろいろ御説明を申し上げましたが、ステークホルダーの定義につきましては、国際的にも必ずしも定まったものがあるわけはありません。ただ、IAEAの安全用語集などを見ますと、ステークホルダーには一般に、所有者、運転者、従業者、規制者、メディア、公衆など、要するに何でも含んでいるという考え方もあるということでございます。この委員会ではステークホルダーというものを一部に限定するということは適當ではないという御議論もあったかと思えますので、幅広い意味での利害関係者を想定して用いているということでございます。

ステークホルダーにつきましては、そうした意味であることを明確化しておいた方がいいと思えますので、この報告書の後の方の用語集で解説を行うということにしたいと考えております。

御意見の4番でございますが、これはステークホルダーのところの次の行、コミュニケーションの重要性に関する認識が高まっているという文章がございますが、認識が高まっているかどうかは検証困難なのではないかという御意見でございます。

確かにコミュニケーションの重要性に関する認識が高まっているかどうか検証をするというのは正直申し上げて難しいわけですが、この小委員会の中の議論としまして、共通認識があったと考えておりますので、その旨を記載させていただきました。

御意見の5番は、3ページに「3.安全規制のPDCAサイクルと規制課題の整理」と

というのがございまして、御意見としては現時点における規制課題を具体的に示すべきであるという御意見でございます。この点につきましては、報告書全体の中の構成としまして、
章において今後の課題ということで、項目ごとに逐一、目的、背景を含め記述をしております。

ただ、そういう構成になっているということを少し明確にしておいた方が親切であろうということで、4 ページ目のところに注記をさせていただきました。「注: 第 章において、個別具体の規制課題について記載」ということで、少し丁寧に書かせていただきました。

少し飛びまして、御意見の 8 番でございます。本文の 7 ページ目ですが、御意見は、過去の実績及びその評価に関し、核燃料サイクル分野のところにつきまして、六ヶ所再処理施設に対する保安検査の実施や品質保証体制の確認にも言及した方がいいのではないかとことです。特に理由は書いてございませんでしたが、確かにそういったことに非常に力を入れていることは事実でございますので、文章としましては「使用前検査を実施するとともに、事業者の品質保証体制の確認を中心とした保安検査を行っている」ということで、少し追記をさせていただきました。

御意見の 10 番は、少し飛びまして 11 ページ目以降「 . 安全規制に係る今後の課題」というところですが、これは全体に関わる話だと思います。

御意見は、これを追加してほしいということだと思っておりますが、安全を第一として国民の理解と信頼を得て、原子力利用に着実に取り組むとして、技術士等、民間第三者による設計認証制度の整備により等々でございます。理由のところには、技術士に関するいろいろな情報なり資料が付いてございましたので、技術士による設計認証制度を整備していくのがいいのではないかと御意見であろうと思っております。

技術士につきましては後のところでまたいろいろとコメントがあるのですが、技術士は技術士法というのがございまして、それに基づきまして非常に技術的な能力の高い専門家を認定するという資格制度でございます。幾つかの分野があるんですが、その中に原子力放射線分野というのがございまして、数年前につくられております。

この技術士の活用ですけれども、後の方で出てきます外部専門機関の活用を検討するに当たりまして、考慮する要素のひとつとすることが適当ではないかと考えております。

現時点で技術士をどうするのかは、すぐには結論が出ませんので、今後の検討課題としてとらえるということがいいのではないかと考えてございます。

それと同種の御意見が 11 番、少し文章は違いますけれども、技術士の活用ということをお求めている御意見だと思います。したがって、御意見に対する考え方も同じ文章にいたしました。

またしばらく飛びますが、御意見の 16 番、本文は 13 ページになります。12~13 ページの上の方にかけてまして、保安規定の運用の改善についてのくだりのところです。最後の 2 行のところ、もともとの文章は運転管理に関する記載事項やその運用については、改善を図っていく必要があるという文章でございますが、そこに品質保証を入れておくべき

であるという御意見です。

これにつきましては、保安規定の運用の改善のところは運転管理の面と品質保証があるとなっておりますので、確かに品質保証というのを加えておく方が適切であろうということで、これを追記いたしました。

また少し飛んでいただきますが、御意見の 19 番でございます。本文は 14 ページになります。項目のところと御意見のところのつながりが分かりづらいかと思いますけれども、御指摘の部分は 14 ページの「規格基準の体系的整備の促進」という上から 2 つ目のところでございます。もとの文章は安全研究等による最新の技術・知見を反映した学協会規格について等々という文章でございますが、この安全研究等というのが具体的にだれが実施している研究なのかが不明なのではないかという御指摘だろうと思います。

確かに裸で安全研究等というのを使いますとだれかというのがはっきりしません。安全研究等は国が行ったり民間が行ったりさまざまな人が行っている安全研究を指しておりますので「関係機関等が実施している」という文言を付けさせていただきました。

これが番号 19 の前半でございますが、後半の御意見は、規制当局並びに J N E S は、安全研究の成果を民間規格の制定に反映することに消極的ではないか、できるだけその有効活用を図るための制度整備というものが必要ではないかという御意見です。

この点につきましては、まず国が行っております安全研究、これは J N E S が実施するものもでございますけれども、目的としては安全規制を的確に遂行するために必要な研究ということで、例えば規制基準の整備でありますとか、民間規格を仕様規格としてエンドースするための評価に使うものとか、いずれにしても規制のための研究という位置づけになります。

民間規格への反映ということにつきましては、別に消極的というわけではございませんで、研究成果は公開をされておりますので、それをお使いいただくことは全く問題ないし、できるだけ使っていただきたいと考えてございます。

実際問題、いろんな安全研究が民間規格にも有効に活用されていると考えてございますので、その事実を少し書かせていただいたということでございます。

次に御意見の 20 番、同じく「規格基準の体系的整備の促進」の 2 つ目のパラグラフのところに、もともとの文章で「規制当局、学協会、J N E S 等の関係者の」とありましたけれども、J N E S というのは規制当局の支援機関であるということなので少し修文した方がいいという御意見です。確かにそのとおりですので規制当局とその支援機関である J N E S、学協会等という形で修文いたしました。

その 4 行後に「規格基準の策定に関する J N E S の主体的な取組など」というくだりがございますけれども、この 20 番の御意見のところで、規格基準の策定に関して J N E S の主体的な取組みというのではないのではないかという御意見がありました。

その背景としましては、民間規格を活用するという方針が出されているので、J N E S がそういうことをするべきではないという御意見でございます。

ただ、ここは少し誤解がございまして、この規格基準という言葉でございまして、一般的に規格基準という言葉を用いますと、民間規格も勿論含みますけれども、国の安全規制のための法令、内規、通達、各種マニュアル等非常に幅の広い規準関係を全部総称して規格基準という形で使っておりますので、こういうものの整備にJNESが主体的に取り組むということは当然のことであろうと思います。

その中で、仮にそれが仕様規格というものであったとしても、もし緊急に安全規制に必要なというものが仮にあるような場合はJNESが取り組むということも排除はされないであろうと思われるので、その旨を記載いたしました。

ただ、規格基準、規制基準という言葉が出てきますが、これらの定義がわかりづらいので、これは用語集の方に追記させていただきました。21番、22番はこれとほぼ同種の意見ですので、回答の方も少しバリエーションはございますが、同じような趣旨で御意見に対する考え方を記載いたしました。

少し飛びまして、御意見の24番、25番のところですが、本文の方は15ページの「リスク情報の活用方策の検討」の一番上ののところでございます。この24番、25番の御意見に共通するのは、リスク情報の活用につきましては、もっと加速をするように取り組むべきではないかということでございます。

リスク情報の活用につきましては、リスク情報活用検討会が保安部会の下に置かれておりまして、過去数次にわたりまして検討して実施計画というものをつくってございます。今般、また提言を受けまして、リスク情報の活用方策について改めてしっかりと検討していこうということで課題に挙げておりますので、今後着実に検討を進めていくことが適当であると考えてございます。

飛びまして、御意見の28番でございます。本文の17ページ、「(4)放射性廃棄物の処理・処分に係る状況の進展への対応」の最初の「多様な放射性廃棄物の処理・処分に係る制度整備」のところで、高レベル放射性廃棄物等というのがございます。

元の案では、高レベル放射性廃棄物及び長半減期低発熱放射性廃棄物となつてございましたが、ここは地層処分についてどうかという文脈で書いてございます。長半減期低発熱放射性廃棄物にはいろいろ分類がございまして、地層処分を行うもの、行わないものと幾つかあるということでございますので、この御意見は地層処分を行う長半減期低発熱放射性廃棄物とするのが適当ではないかということです。確かに御指摘のとおりでございますので、そのように修文をいたしました。

御意見の29番、その少し下のところに「炉心等解体物」というのがございますが、その文章でもともとは炉心領域の解体が控えていることからという文章になってございましたけれども、ほかの小委員会の報告に原子炉領域の解体という言葉が使われているので、それと合わせるべきであるという御意見がございました。まさにそのとおりでございますので、「原子炉領域の解体」ということに統一をさせていただきます。

そのずっと下のところに、御意見としては30番でございますが、同じく17ページの一

番下のところにTRU施設というのがございまして、修文してございますが、ここも長半減期低発熱放射性廃棄物を取り扱うという形で、表記の統一を図ったというところがございます。

少し飛びまして、御意見の35番、本文の19ページでございます。課題としまして「出力向上に関する安全性評価」、その下の は「新検査制度の導入に伴う長期サイクル炉心の安全性評価」とございますが、この御指摘は事業者からの申請に対するスタンスを統一しておいた方がよいのではないかというもので、元の文章で少し差異がございました。

確かに同種の申請に対してしっかりと厳格に安全性の確認を行うということに関しては両方とも共通でございますので、出力向上に関する安全性評価のところの書きぶりを下のものと統一をとったということでございます。

少し飛びまして、御意見の38番、本文の22ページになります。御指摘のところは、22ページの上の方の「放射線業務従事者の集団線量の低減対策の強化」のところにつきまして、放射線業務従事者の集団線量が比較的高いという理由につきまして、予防保全工事、トラブル時の水平展開の検査、工事の量の海外との差、工事における直接作業員以外の監視員の多さなどが関連しているのであろう。だから、そういうものをわかるような表記にすべきではないかという御指摘でございます。

この点につきましては、確かに御指摘のような事項がいろいろ影響している可能性もあるとは考えます。しかしながら、集団線量にどのようなものがどのように影響しているのかということにつきましては、今後しっかりと全般にわたって検討していく必要がございますので、特段これだと決め打ちをするのではなく、要因分析をすることが必要だと思いますので、原案のままとすることが適当ではないかと考えてございます。

御意見の39番です。御指摘の部分は同じく22ページの下の方、「ICRP 2007年勧告の我が国規制への反映等放射線防護に係る検討」の部分でございます。御指摘のところは「また」以下のところで、原文は、ICRPによる放射線防護の考え方を踏まえ、必要に応じ安全規制の考え方についても検討を行うことが適当であると記載していたわけですが、ICRPによる放射線防護の考え方を直接保安院が検討するというのではなくて、我が国の原子力安全委員会の考えの下に検討することを提案しますという御意見でございます。

これにつきましては、確かに原子力安全委員会でICRPの勧告等も踏まえた上でいろいろ検討されていることは事実でございますので、考え方としましては、原子力安全委員会での検討の結果、指針類等としてまとめれば安全規制に活用することが適当であるということで、提案の趣旨を踏まえて修文したということでございます。

修文は「ICRPによる放射線防護の考え方やそれを踏まえた原子力安全委員会の検討を見つつ、必要に応じ安全規制の考え方についても検討を行うことが適当である」ということで、御趣旨を反映させていただいたということでございます。

御意見の40番でございます。23ページの4. の柱書きの3段落目になります。ただし、

ステークホルダー間で基本的な認識が往々にして異なり、またそれに互いに気づいていないとの指摘があることを踏まえればという文章ですが、御意見は、具体的にどのような認識の差があるのか、それについて見解を記す必要があるというものです。また、保安院の独立性についていろいろ要望があるので、この論拠を示しておくべきではないかという御意見です。

最初の方のステークホルダー間で基本的には認識は往々にして異なるという部分ですが、この考え方につきましては、一概には説明がなかなかできないと思いますけれども、この委員会の場で、例えば規制当局の役割について地域と国ないし事業者で非常に認識の差があって、それがなかなか解消されなかったといったような事例の御紹介がございました。ここの記述はそれを踏まえて書いたものでございます。

また、今回の検討につきましては、安全規制に係る今後の保安院の取組み課題を整理するというスコープで行ったものでございますので、御指摘の点につきましては、今回の検討の目的とは少し違うのではないかと考えてございます。

御意見の 51 番、本文の 25 ページになります。下の方に「外部専門機関の活用」というのがございまして、この点について 10 件以上の御意見をいただきました。例えば 51 番の御意見ですけれども、JNES を含む外部専門機関の活用について検討を行うことが考えられるというくだりにつきまして、JNES はその外部機関にはなり得ないという御指摘でございます。

まずこの外部専門機関という言葉でございますけれども、外部というのはもともと国の外部という意味で使いましたので、国の外部の専門機関という意味でございます。したがって、こういう外部専門機関をどういうふうに活用していくのかということにつきましては、今後の検討課題ということでございます。

この外部専門機関の活用につきまして、例えば規制当局が活用するという場合もありますし、事業者が活用するという場合も考えられるわけなんですけれども、前者の場合には JNES の活用というものもあると考えまして、JNES を含む外部専門機関という文章にしたという経緯がございます。

ただ、ここにわざわざ JNES を含むと書くことによって、JNES がイコール外部専門機関であるというようなニュアンスが出るのは余り適当ではないと思いますので、ここは JNES を含むというのを削除するという修文を考えてございます。

この部分につきましては非常にいろんなバリエーションの御意見がございますけれども、先ほど御紹介しました技術士の活用ということも、ここで技術士を含む外部専門機関というような形で技術士を活用すべきではないかといった御意見もございまして、これが 51 番から 60 番まで大体同種の御意見があったということでございます。それを全部踏まえて、JNES を含むという記述を削除するという案にしております。

あと御意見の 63 番、26 ページになります。これの最後のくだり、項目としましては「技術等情報基盤の充実・強化」のところですが、その 2 つ目の段落の「また、立地地域の自

治体・住民や産業界との継続的で良好なコミュニケーションを確保する上でも、規制当局の職員が規制活動や広聴・広報活動に関する実績を含む幅広い情報に自在にアクセスし活用できる情報基盤の整備が急がれる」という文章ですけれども、御意見は、民間の活動に規制が自由にアクセスするというのはまずいのではないかという御意見でございます。

確かにおっしゃるとおりなんですけど、この部分は、規制当局の中の技術情報基盤の整備の必要性ということについて書いてありまして、全体を読んでいただければあまり誤解はないのではないかなと思いますけれども、少し明確化するために「内部の情報基盤の整備が急がれる」という形で少し修文をさせていただきました。

大体御紹介すべき項目は以上でございますが、最後の用語集のところでは規格基準、規制基準、ステークホルダーの3点につきましては意味を明確化する必要があるということで追加をさせていただきます。

説明は以上でございます。

村上委員長

どうもありがとうございました。おわかりのとおり、大変いろいろな非常に細かい文章上の御注意やかなり本質的な部分まで幅広くパブリック・コメントをいただいたと思っております。それに対して私どもの対応としては、修文したところもありということで、この資料1 - 2の右側のコラムが私どもの対応としてこういう考え方でいってはどうかという案を事務局に示していただいたこととなります。

この御説明ないしはこの文章に関して、ここで皆様方の御意見を伺わせていただきたいと存じます。例によって御意見のある方は札をお立てくださいますようお願いいたします。どうぞ。

大橋委員、お願いします。

大橋委員

瑣末な意見で済みません。どうも御検討ありがとうございました。どちらがいいか私はわかりませんが、19ページの中ほどの赤字のところは、修文前は事業者の申請に対して備えることがということだったので、備えることは適当であるという文章でいいんですけれども、修文後は「厳格に安全性の確認を行う」ということですから、ことが適当であるというのにも要らないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

村上委員長

どうでしょうか。

大村原子力安全技術基盤課長

それでは、確認を行う。

村上委員長

確認を行うでよろしいという御意見ですね。なるほど。ありがとうございました。

大村原子力安全技術基盤課長

それは下のところの長期サイクル炉心の安全性評価のところも同じでしょうか。

村上委員長

ということになりますか。

大橋委員

そうですね。

村上委員長

次の最後の文章。確認を行う。なるほど。よろしいですか。

大橋委員

済みません。そちらは考えておりませんでした。

村上委員長

ありがとうございます。ほかに。

新野委員、どうぞ。

新野委員

こちらの横文書の17ページの40番ですけれども、パブリック・コメントの方の具体的にどのような認識の差があるかというようなところで、先ほど解説はいただいたんですが、今回の文章ということではなく、私が柏崎におりましてステークホルダー間で最近感じたことは、いろいろあるんでしょうけれども、一番突出して感じたことが、地震を受けました後の地震の評価方法の認識の違いというのが地元と随分違ったなというのは、認識というのか、要するに本来あった手順をもともと知らないのかで、こちらの方たちとか専門家の方たちは、こういうときには多分新たな事象、大きな事象ではありながらこういうふうには評価していく、検証していくというシステムがおありだったのかもしれないんですけれども、私ども住民とか地方自治体にもそういう感覚が同じように読み取れたんですが、やはりこんな大変なことが起きたので、最高責任者である国がすべてやるんだろうと勝手に期待してしまったというのが入り口にありまして、本来あるべき手順でされていったことがなかなか飲み込めなかったというので随分時間を要したんです。そのやり方を理解するというか見守るまでの気持ち、多分半年から1年ぐらいかかったのではないだろうかと思います。

各方面から事業者さんも特にそうですが、それが短縮できないかというようなこれからの期待もあるのだらうと思うんですが、認識の違いというのはそういうところにあると、お互いになぜこうなるのかという事前の情報の認識の差が大きいとこういうことになるのだなと後から非常に感じたんです。

私も過去にこういう発言をさせていただいたような記憶があるので、そのとき今申し上げたような思いがあって、だれが悪いとかということではなく、何かアクシデントが起きたときに大きな認識の差がもともとあってしまうと、後の修復とか合意形成にとても時間がかかってしまうんだという経験上、住民も自治体の方たちもできればこれからは基本的な概念のようなものを、住民も、地方議会とか地方自治体も同じように国がやるべき、国がやるべきと当初おっしゃっていたんです。そうすると、地域が一丸として調べるのはす

べて国がやるべきで、東京電力さんがやるのではない。

その認識の違いがすごく時間の浪費ではないですけども、結果的には初めての経験なのでそこまで認識に至るまでに必要な時間だったと今は思えるんですけども、今後はこういう時間は短縮すべきだろうと思うと、そういう意味のステークホルダー間の認識の違いというつもりで使ったつもりなので、そういうこともあるということで少し頭の隅に置いていただけると。

村上委員長

ありがとうございました。言わばこの御意見の具体的にということの裏づけを1ついただいたということで、記録にとどめさせていただきます。ありがとうございました。

ほかに何か特段御意見はございますでしょうか。

草間委員

このパブリック・コメントではなくて、これを読んででもよろしいですか。

村上委員長

そうですか。どうぞ。

草間委員

パブリック・コメントは、19人の方が細かい御意見を出していただいて、適切に直していただいていいのではないかと思います。いただいたのを読みながら、本当に細かい点ですけども、幾つか気がついたところを直していただくといいかなと思いました。

まず6ページの下から6行目、これは国語審議会みたいな形になってしまうんですけども「具体的取組みについて報告書を取りまとめたところ」で体言止めになってしまっているんで、ここはところであるとか、用言止めにきっちりしていただいた方がいいのではないかなと思いました。

村上委員長

これはお役所の文章の中によく出てくるところであります。

草間委員

そうですか。もうお役所文書だとすればそれは済みません。それと24ページで産業界とのコミュニケーションの活性化というところの下から2行目で、産業界のうち労働者とのコミュニケーションはこれまでほとんど行われていなかったという、ここで労働者と初めて出てくるんです。その前は従事者とか放射線業務従事者ということで、これは個人一人ひとりをとって労働者と言っているのか、あるいは労働者団体みたいな末端を言っているのか、本来従事者とのコミュニケーションというのは常にとっていただかなければいけないので、労働者とのコミュニケーションというこの労働者というのは一人ひとりの労働者を言っているのか、あるいは労働団体を言っているのか、この辺がはっきりしないなと思って読ませていただいたので、御検討をいただくといいかなと思いました。

もう一つ、専門ではないのでわからないんですけども、先ほど設工認という言葉がありましてどういう意味だろうと思って関村先生に聞いたら、これは業界用語ですと言われ

て。

関村委員

16 ページですか。

草間委員

16 ページで、業界用語ですと言われたので、こういうふうには思っておかなければいけないのかもしれませんが、中間貯蔵規制制度の整備のところ、下から 2 行目の後続規制のところ、設工認とあるんですけれども、直接こういったものに関わらない者にとっては設工認は何だろうなど。使用前検査とかこういったのはわかるんですけれども、これはわかりにくいなと思いました。

村上委員長

確かに設工認というのは一般的用語ではないですね。ありがとうございます。

草間委員

先ほどどこか忘れてしまったんですけれども、ICRP 2007 年勧告、原子力委員会を通して考えていこうという話だったんですけれども、原子力安全委員会だけではなく、ICRP の勧告については放射線審議会等も検討しているわけですし、全体にとって言えるのは、先ほど保安院の今後の在り方ですと言ったんですけれども、さまざまところで感じるのは、縦割り行政というのがなかなか改善されていないような感じがするんです。

例えば安全研究ひとつとっても、JNES だけではなく日本原子力研究開発機構等が研究をたくさんやっているわけですし、そういったものとの関連をとっていくということが今後の課題としてすごく大きいような気がするんです。

だから、少なくとも産学官の協働とか、関係省庁の云々とあるんですけれども、省庁間で連携を取り合うということも全体を通して必要なことではないかなと思いつつ伺ったんです。

先ほどの ICRP のところも原子力安全委員会の検討を通してというだけではなくて、放射線審議会は文科省がしていると思うんですけれども、そういう意味では関係省庁間の連携というのを全体を通して必要な発想ではないかなと思いつつ、どこにどう入れたらいいかというのはわからないんですけれども、そんな印象を持ちましたので、一応意見として言わせていただきます。

村上委員長

ありがとうございました。1 つは、24 ページの労働者というのが突然出てくるというのは、コメントの中にも 1 つありましたね。

大村原子力安全技術基盤課長

そうですね。ここのところは委員からこういう御趣旨の御発言なり御要請があったので入れた経緯がございます。

確かにこの労働者というのをどういうふうに表示すればいいかなというので悩んだとい

いますか考えたんですが、なかなか適当な言葉というのが見つかりませんでした。労働者という一人ひとりもあるかもしれませんが、これは総体的な名称として労働者という言葉を使えるのではないかと考えて労働者という言葉を使ったものです。ただ、ほかにもしいいのがあればそうしたいと思うんですけども、検討した結果こうであったということでございます。

村上委員長

内田委員、何か御意見はございますか。

内田委員

これで結構でございます。

村上委員長

どうでしょうね。何かほかに御意見はありますでしょうか。

草間委員、何かベターなのはありますか。

草間委員

ベターというか、私は多分ここで従業員とかここに書いていない労働者と出てきたのは労働団体のことかなと思いつつ、産業界のうち労働団体とのという形なのかなと思ったんですけども、労働団体としてしまうと確かに限定的になってしまうので、労働関係の方が労働者でいいですと言えばこれで結構です。

村上委員長

北村委員の御発言要求は今の問題ですか。

北村委員

今のプラス、もう一つあるんです。

村上委員長

そうですか。では、どうぞ。先ほどの設工認も含めて後回しにして。

どうぞ。

北村委員

済みません。今の労働者の話も私自身もそれでいいと思ってしまして、御発言の真意はそういうことだったろうと受け止めておりますので、それはよろしいかなと思います。

話を蒸し返すようですが、大橋委員が先ほど御発言された修正のところ、あの修文はあそこでそれでいいよと流れてしまったんですが、似たような表現はこの報告書のあちこちにたくさんあるんです。ですので、あそこだけを逆に修正すると、ほかのところはみんな検討することが必要であるとか、構築が期待されるとか全部そういうふうになっているんです。それは単純にやるとか、進めるとかということではなくて、この提言書というか、この書類でいうとそれは適当ですと申し上げて、受け取る、受け取らないとか、どの程度なさるかは一応下駄をあずけたような形になっているのかなと理解します。

そうすると、いかがなものでしょう。

村上委員長

ありがとうございました。その問題も、最終的なあれですけれども、後で検討させていただいて、どちらかにさせていただきます。ありがとうございました。

設工認については何か語釈でも付けますか。

大村原子力安全技術基盤課長

用語集に少し書くことは十分可能と思いますが。

村上委員長

よろしいですか。

大村原子力安全技術基盤課長

ただ、設工認という言葉は短くしている用語なので、もう少し正式な言葉があると思います。

草間委員

だから、単語録に入れるほどのことはなく、設計、フルネームはわからないんですけれども。

村上委員長

略語でない正式名で入れるということによろしゅうございますか。

草間委員のおっしゃった最後の問題は、省庁間の連携も含めてというのをどこかに入れてほしいということは、22 ページで言及されたのは I C R P の問題に関して 2 番目のですけれども、放射線審議会の方も書いてはあるわけですが、どうぞ。

大村原子力安全技術基盤課長

省庁横断的な連絡につきましては、15 ページのところに「2. 規制対象の変化を見越した取組」の 3 つ目の段落「規制当局は、このような規制対象の拡大・多様化を見つつ、適時・的確に対応していくほか、分野横断的な課題に関し、必要に応じ関係機関の間で積極的な連携を行うことが求められている」という形で、そういったこともちゃんと念頭に置くようにという形で書かせていただきました。たしかそういう御指摘があったのでこれを入れたという経緯がございますが、今の I C R P の取り入れの話で放射線審議会のところにつきましては、たしか 22 ページの修文をしている上のところ「保安院は、放射線審議会の検討状況を的確にフォローしつつ所掌分野の的確な反映について検討する必要がある」という形で、放射線審議会との関係を書かせていただいているということでございます。

併せて、今、安全研究のお話があったかと思います。安全研究につきましては、14 ページの「(2) 安全研究等による新たな技術的知見の活用」のところに「安全研究の有効活用に係る仕組みの構築」という項目がございますけれども、そこの中に現在、基盤小委の下のワーキンググループにおいて、研究ロードマップの活用、関係者の役割分担と連携の在り方に関する検討が行われているとあります。そちらの方で関係機関、これは J N E S、J A E A を含め、いろいろなところの連携について検討している最中でございますので、そちらの方の検討に譲っていただければと思います。

以上です。

村上委員長

草間委員は余り満足なさらないかもしれないんですけども、どこかに必ず書いてあるということになります、それで御了承いただけるでしょうか。

草間委員

先ほどの関係機関というと省庁だけではないですね。少なくとも規制する関係省庁間とか、関係機関と言ってしまうと民間機関も含めてすべて入ってしまうわけですね。だから、勿論それは大事なことは当たり前でして、関係省庁間とか、関係機関というともうすべて入ってしまう。もう少し限定して書いていただきたいような気がしました。

全体を通しながら、省庁間の連携というのはここでも議論になったのではないかと思いますし、行革でどれだけ連携がとれるようになったかということ、私は必ずしも十分にとれているとは思えませんので、是非こんなところも入れていただくといいかなと思って発言させていただきました。

村上委員長

ありがとうございます。ほかに特段御意見はございますでしょうか。

班目委員、どうぞ。

班目委員

この報告書自体についてはもう特に修文する必要はないと思うんですけども、やはり今後のことが27ページに書いてあるので確認させていただきたいと思います。

まさにここに書いてあるように、これから保安部会のいろんな対応する小委員会等での規制課題をどういうふうに変えていくかということについて個別に検討が行われるのだろうと思います。そしてそういう意味では、できるだけできるところからなるべく早急に実施に移していただきたいと思いますが、そのとき非常に気になるのは、個別の課題についての対応ということになると、個別に規制が強化されてしまって全体がまたいびつになってしまうということをおそろしく恐れます。

やはりこういう安全規制というものは、全体としての整合性が非常に大切なので、これも多分本委員会が適時確認していく、最後にありますからそういうことになっているんだと思うんですけども、是非この基本政策小委員会はこれでしばらく休止するというのではなくて、定期的に全体としてどうなっているかというのをちゃんと把握するという体制をきちんと組んでいただきたいと思います。

もう一つ、これにもまさに書いてあってPDCAサイクルを回すとありますが、今回、現時点では規制課題というのは割と総合的にまとめられたと思うんですが、今後に残された課題というのは実は私などの頭の中には随分ございます。例えば検査制度なども電気事業法によるものとか、原子炉等規制法によるものとか、いろんなものが混在しておいて、運用ではうまく分けているのかもしれませんが、やはり現場の混乱の基になっているところがあるので、そういうのを少し総合するとか、まだまだ課題はたくさん出

てきますので、まさにここにありますようなP D C Aサイクルを回しながら実施するとともに、この課題の整理というのを継続的に続けていただきたいと思います。

そういう意味では東大の原子力法制研究会ですとか、ほかの学協会なども是非そういう作業を精力的に進めて資料を提供したいと思いますので、よろしく願いいたします。

村上委員長

ありがとうございました。

それでは、一応御意見が出尽くしたということで、この席でいただいた御意見を踏まえまして、先ほどの大橋委員、北村委員の御意見もありましたし、草間委員の御意見もありましたし、多少の修正があるかもしれませんが、それは私にお任せいただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

村上委員長

では、そういう御了解をいただいたということで、それでは、今後の予定について。

大村原子力安全技術基盤課長

それでは、今後の予定ですけれども、本小委員会で御議論いただきましたパブリック・コメントにおいて提出された意見、それに対する考え方、修正したもの、今後ホームページでパブリック・コメントの結果として公表をするということにさせていただきたいと思えます。

村上委員長

という対応になります。では、これを土台にした保安院の対応計画についてということがもう一つ今日の課題として残っておりますので、それを事務局から御説明していただけますでしょうか。

大村原子力安全技術基盤課長

資料4でございます。本件につきましては、前回の委員会で一覧表をつくりまして、こんな課題がありますということで御紹介をいたしました。

この内容そのものはそのときのものとほとんど変わってございませんが、前回の項目から少し今回の報告書で増えたものがありますので、それを追加しております。

追加したのは、13ページの原子力発電比率の高まりに対応した運転の安全性評価と、原子力安全規制に係る国際協力の充実という2項目につきましては、前回のものから追加をしております。ほかのものは本文の修正に伴いまして、若干修文等をしてございますけれども、ほとんど変更なくということでございます。

1ページ目、この規制課題の対応計画は今後どういうふうに活用していくかということで、前回も御説明をいたしましたと思うんですが、もう一度確認しておきますと、この対応計画につきましては2つ目のパラグラフですけれども、保安院が毎年作成しております、俗にミッションペーパーと呼んでおります原子力安全の使命と行動計画に反映をしていくということで、これは毎年ローリングをしていきますので、この計画もローリングをし、ミ

ッションペーパーと併せてローリングをするという形になっていきます。これが規制課題の取組み状況を定期的に確認するための基礎となるのではないかと思います。

ただ、先ほど御指摘もありました課題そのものもまた新たにいろいろと出てくるということもございますし、規制課題の対応がどんどん進展もしているということで、個々の規制課題の対応の進展、原子力安全規制を取り巻く環境の変化に応じて、機動的に対応計画を見直すということを考えてございまして、その際は保安院の責任の下で修正を行いたいと考えてございます。先ほど班目委員から御指摘がありましたように、この小委員会は継続的に定期的開催をしてどういった状況で進んでいるのか、例えば対応計画が変更されればそれはどうなのかということでフォローをしていくということで進めさせていただきたいと考えてございます。

この表の中の対応体制とかも一応現在わかる範囲で書いたわけでございますけれども、今後の検討状況によって、これは柔軟にしっかり見直して実効性のあるものにしていく必要があると思いますので、そういう意味でどんどん見直しはしていきたいと考えております。

この資料の説明は以上でございます。

村上委員長

それでは、保安院の対応計画は前回から今の御説明で少し付け加えられたところもございますけれども、全体として何か新たに御意見などございましたら、是非伺わせていただきたいと思います。

辻倉代理、どうぞ。

辻倉代理

これから取組みということでございますので、一言、感謝やらお願いやら申し上げてみたいと思います。

安全規制に関する課題を先ほどのレポートの中で横断的に整理をいただきました。大変意義の深いことと感謝を申し上げます。

ここでまとめていただきましたことをこの行動計画のような形で確実に実施していくことが肝要でございまして、今後の課題に応じた形で必要な産官学の連携体制あるいはスケジュール、こういったようなものをきちっとして整理して着実に実施していくといったようなことが大変大事なことと思っております。

私ども事業者といたしましても積極的に取組みをさせていただきたいと思いますが、今後のことを考えますと1～2点お願いを申し上げたり、私どもの決意も申し上げたいと思うんです。

1点は、科学的、合理的な視点から是非今後の行動を考えていただきたいということでございます。特に今回設定されました安全規制課題の中で、安全審査もしくは検査制度における品質保証の考え方の取り入れでございまして、安全審査関係文書の統合最新化でございまして、運転開始前の総合的レビューの導入といったような課題は、今後の発電

所の運営等に非常に密接にリンクしております。

よりよい制度設計を行っていくということが大事でございますけれども、勿論、安全確保第一の観点と考えるとやっていくわけでございますが、その実行に当たっては科学的な観点、合理的な観点というような視点を是非盛り込んでいただきたいと思いますのと、国際的な観点での動向等についても整合を絶えずとっていくことが必要だろうと思っております。このようなことを是非御留意いただければというお願いでございます。

私ども事業者といたしましても、例えば構造強度に関します民間の認証制度といったような部分につきましては、私どもの実質的な活動として積極的に取り組んでまいります。民間とこのような活動とうまく整合をとっていただいて、今後の制度設計の中に織り込んでいただければと思うところでございます。

また、併せまして、このシビアアクシデント等に関する記述もこの中の項目として挙げてございます。シビアアクシデントに関する法令化といったような観点での動きは、今後の動向として十分このレポートの中で議論されてきたところでございますけれども、一般社会の目線から見ましたときに、設計で安全確保を担保するといったようなことを述べておいた上に、更にシビアアクシデントに関する対応が必要といったような概念は、一般社会から見ますと非常にわかりにくい構造になります。また、更に実質的には既に自主的に必要な対応がとられてきているというところでございます。

設計基準事象とシビアアクシデントとでは、要求事項でございますとか、判断基準が異なるといったことも踏まえまして、国民目線から見たときにわかりやすい納得のいくような形を是非打ち出していただければと思います。

既設炉と新設炉の差別化でございますとか、国際的にもいろんな動きが出ている分野でございますので、先ほど申しましたように国際的な動向の流れも絶えずキャッチアップをいただきまして、常に最新で整合の取れたものといったようなことを心がけていくことが非常に大事な分野だと考えてございますので、そのようなことを今後の行動計画の中で私どもも取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

村上委員長

御意見ありがとうございました。この課題の整理の中でも、科学的、合理的という言葉は何回も使われているみたいですが、おっしゃったことを心にとめさせていただきます。

ほかに何かありますか。

知野委員、お願いいたします。

知野委員

新たに付け加えられた 13 ページのグローバル化への対応のところですが、継続的な活動の実施ということで期間を限らず、当面は保安院の方で関係者と連絡をとりつつ対応とありますけれども、これからどのようにやっていこうという何か具体的な方向性とか計画はお持ちなんですか。

村上委員長

いかがでしょうか。

大村原子力安全技術基盤課長

国際協力のところがございますか。

知野委員

原子力のグローバル化への対応のところですか。

村上委員長

何ページでしょうか。

知野委員

13 ページの一番下から 14 ページのところですか。

大村原子力安全技術基盤課長

当面保安院が関係者と連絡をとりつつ対応というのは、国際協力につきましては関係者の間でいろいろ整合をとりながら戦略的にやっていく必要があるということで、今後の取組みという課題になっているかと思えます。

したがって、まだ明確にこういう体制でやるというところできていないところが多々あるということでございますので、この記述上は、当面は保安院が関係者と連絡をとりつつ対応という形になっております。

ただ、実態的には国際ワーキングが昨年2月ぐらいに報告書を出しておりまして、いろいろな提言につきましてはそれぞれ保安院の中で取り組んでいるということで、まだ表には見えていない部分が多々あるかと思うんですけれども、内部的には相当いろんな検討、体制は進んでいると考えてございます。今の記述はこういう形にしておりますが、今後フォローアップをする段階でしっかりこういう体制でやっていますということは御報告できるのではないかと思います。

村上委員長

ほかに何かありますか。

鈴木代理、お願いいたします。

鈴木代理

日本原子力技術協会でございますけれども、短期間に規制の課題を非常によく整理していただいたと認識をしております。

「経験と知見に基づく規制制度の充実」の中に、「運転経験のフィードバック機能の充実」がありますので、民間サイドで運転経験のフィードバックを実施している立場から一言申し上げたいと思えます。

これは私どもの協会の基本的な役割の1つでございます。年間で三百数十件の国内運転経験情報および約3,000件の海外運転経験情報を収集、分析、評価をしているところでございまして、データベース化や、共有が必要な情報に関して文書を発行する活動を民間サイドで実施しております。

結果として、事業者のトラブル経験の水平展開の達成度というのは非常に上がっております。海外のトラブル事例の情報なども私どもの方に入っておりますが、そのような事例との比較でも、日本の事業者の例は概して良好だと評価しております。

勿論、我々は更に分析評価能力を高め、事業者とのコミュニケーションを図りながら高みを目指していくこととしており、このことは我々の決意表明でございます。

その中で国際協調とかステークホルダー・コミュニケーションについても非常によく記載をいただいていると思いますけれども、私どもの見るところ、世界の趨勢は原子力産業界の自主的な努力を引き出すような規制に向かっていると思っていて、それが原子力安全のレベルの向上や、別の一面では良好な運営実績に結び付いていると考えております。

例えばNRCはWe trust licensee, but verify themという言い方をしており、そのような姿勢で取り組んでいると思います。我々は小さな組織でありますけれども、原子力技術に特化した外部専門機関として、規制や事業者と一緒に全力で原子力安全の向上という大きな方向を目指す決意表明をするとともに、先ほど国際協調というようなお話がありましたけれども、世界の趨勢という方向に是非全体が向かっていくことを期待していることを述べさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

村上委員長

どうもありがとうございました。今後とも御協力をお願いいたします。

ほかによるしゅうございますか。それでは、保安院として今いろいろ御意見が出ましたので、この対応ということに反映させていただきながら進めていただきたいと思います。

今日まで7回にわたって原子力安全規制に関する課題について、覚えていらっしゃる方も多いかもしれませんが、最初のころに保安部会の憲法というようなこと言葉も出てまいりましたけれども、見直す。国レベルで憲法を見直すのは大変ですが、ここではそういう作業を積み重ねてまいりまして、大変皆様方の真摯な御協力でとりあえず安全規制に関する課題の整理の案が最終案と規制課題に対する保安院の対応計画に基づいて、今後保安院が動いていこうということを目指したいと存じます。

とりあえず、先ほど班目委員からも、大村課長からもおっしゃいましたが、本委員会はこれで終わるわけではございませんで、今後もずっと活動していくわけですが、とりあえずは一段落したところでございます。その前に特に何か承っておくことはございますか。特段ありますでしょうか。

なければ、寺坂院長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

寺坂院長

では、一言御礼のごあいさつをさせていただきます。おかげさまで原子力安全規制に関する課題の整理として、本日ここで確定をすることができました。昨年の4月以来、この委員会だけで7回開催がございまして、その間のさまざまな御意見、精力的に御議

論を賜りまして、村上委員長を始めといたしまして委員の皆様方には大変お世話になりました、ありがとうございました。

原子力安全保安院が発足いたしまして、ちょうど今年が 10 年目に入ったところでございます。この間、経済環境あるいは社会環境、国際環境、さまざまに動いているわけでございます。そういった意味合いにおきまして、この課題の整理というのは大変重要なポイントでございます。本日も幾つか御意見をいただいたところでございますけれども、何よりも課題の整理は整理で終わりとししないで、これは具体的に検討し、実行していくということが一番大切なことでございます。

制度の検討あるいは日々の業務の検討、私どもは勿論でございますけれども、関係の皆様方、いろんな角度からの検討というものが必要な状況と認識をしたわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもこれからも安全の向上、安全規制の合理化あるいは効率化、理解の増進等々、それこそいろいろな角度からの検討課題があるわけでございます。それに向かひまして業務を重ねてまいりたいと考えてございます。

委員の皆様方には、これからもこの議論のフォローアップはもとよりでございますけれども、いろいろな場面で御意見あるいは御指導を賜りますことを改めてお願い申し上げまして、本日これまでの御議論に感謝申し上げ、終了のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

村上委員長

どうもありがとうございました。

それでは、何か連絡事項はございますか。

大村原子力安全技術基盤課長

本日は大変御多忙のところ、長時間にわたりまして御議論いただきまして、本当にありがとうございます。

次回の開催につきましては、先ほど委員長から御提案のとおり、規制課題に対する保安院の対応計画の実施状況を踏まえて、また適切な時期に開催する方向で進めさせていただきたいと思っております。具体的な日程等につきましては、追って事務局からまた調整させていただきたいと思っておりますので、御多忙中恐縮でございますが、御対応をよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

村上委員長

それでは、7 回にわたりまして大変熱心に御議論をいただきまして、今日もまた長時間にわたって御参加、御議論いただきましたことを私からも御礼申し上げて、この第 7 回的小委員会は閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。